

美浜の社会教育

令和6年度事業報告

令和7年度事業計画



【 大御堂寺 鐘楼堂 】

美浜町教育委員会

目 次

【令和6年度事業報告】

I 生涯学習事業	
1 生涯学習情報の提供	1
2 河和南部文化交流館の管理	1
3 生涯学習講座	1
4 社会教育委員会	1
5 青少年教育	2
6 家庭教育	3
7 成人教育	5
8 視聴覚教育	5
II 文化振興事業	
1 美浜夏まつり	5
2 美浜町文化祭	5
3 美浜町芸能祭	5
4 春の文協まつり	5
III 公民館	5
IV 文化財保護	8

【令和7年度事業計画】

I 生涯学習事業	12
II 文化振興事業	14
III 公民館	14
IV 文化財保護	15

【条例・規則等】

I 施設利用案内	16
II 社会教育関係条例・規則	
1 美浜町社会教育委員に関する条例	18
2 美浜町社会教育委員会規則	19
3 美浜町社会教育指導員設置要綱	19
4 美浜町公民館の設置および管理に関する条例	20
5 美浜町公民館使用規則	22
6 公民館利用細則	23
7 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	26
8 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則	28
9 美浜町生涯学習センター利用要綱	30
10 水野屋敷記念館の設置及び管理に関する条例	33
11 水野屋敷記念館使用規則	34
12 水野屋敷記念館利用内規	35
13 河和南部文化交流館の設置及び管理に関する条例	37
14 河和南部文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則	38
15 河和南部文化交流館利用要綱	39
16 美浜町文化財保護条例	40
17 美浜町文化財保護条例施行規則	42
18 美浜町附属機関設置条例	43
19 美浜町教育委員会附属機関設置規則	44
20 美浜町文化財保存事業費補助金交付要綱	45
21 美浜町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱	48

令和7年度美浜町教育委員会生涯学習課

●附属機関等

社会教育委員会（6名）

文化財保護委員会（7名）

図書館協議会（8名）

●管理施設

図書館（指定管理）

生涯学習センター（指定管理）

布土公民館（指定管理）

野間公民館（指定管理）

奥田公民館（指定管理）

上野間公民館（指定管理）

布土郷土資料室

水野屋敷記念館

河和南部文化交流館

野間倉庫

●各種関係団体

家庭教育推進連絡会議(24名)

ボーイスカウト（1団体）

青少年を守る(育てる)会（5団体）

美浜音頭・小唄保存会

美浜町文化協会

令和6年度
事業報告

I 生涯学習事業

1 生涯学習情報の提供

- (1) 美浜町広報紙『みはま』への掲載
- (2) 生涯学習団体、サークルの情報収集・提供
- (3) 町ホームページによる情報提供

2 河和南部文化交流館の管理

令和3年3月31日に閉鎖された南部保育所の建物を使用して公民館のような貸館を開始した。運営と施設管理は、河和南部区長会に委託した。令和6年3月1日から美浜町の歴史を紹介する展示室を開室した。

・河和南部文化交流館の利用状況（単位 人）

月	河和南部文化交流館 施設利用者数	展示室見学者数
令和6年4月	126	21
5月	141	125
6月	208	25
7月	290	12
8月	75	7
9月	152	11
10月	124	20
11月	158	0
12月	223	45
令和7年1月	122	3
2月	150	4
3月	288	13
計	2,057	286
(参考) 令和5年度	2,188	80

3 生涯学習講座

・子ども教室・一般対象教室

開催日	教室・講座名	講師	回数	場所	参加者
9/28, 10/5, 12, 19 (土)	ふるさと歴史教室 ー時志地区ー	曲田浩和、高部淑子 (日本福祉大学) 磯部美里 (国際ファッション 専門職大学)	4	生涯学習センタ ー、現地見学	22人
1/13(月・ 祝)	書き初め講座	文化協会文化部 評議員	1	総合公園体育館	15人

4 社会教育委員会(委員6人)

(1) 社会教育委員会の開催

社会教育に係る諸事業についての報告、各委員の意見交換を行った。

開催日	内容	会場
4/24(水)	・令和6年度事業計画及び予算について	総合公園体育館

2/28(金)	・令和6年度事業報告について ・令和7年度事業計画(案)について	総合公園体育館
---------	-------------------------------------	---------

(2) 県社会教育委員会連絡協議会

開催日	内 容	会 場
5/21(火)	東尾張支部社会教育委員会 総会・講演会	豊山町社会教育センター
5/29(水)	県社会教育委員連絡協議会 総会	刈谷市産業振興センター
11/13(水)	愛知・地域づくり推進大会	新城文化会館
1/30(木)	東尾張支部社会教育委員会 研修会	常滑市トコタンホール

5 青少年教育

(1) 美浜町二十歳のつどい（旧成人式）

ア 該当者

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの住民登録者及び町内中学校卒業生
卒業生 202名（河和中学校125名、野間中学校77名）

イ 実行委員会

〔委 員〕 8人(河和中学校4人、野間中学校4人)

〔開催日〕 11/3(日)、12/20(金)、1/11(土)

〔会 場〕 総合公園体育館

ウ 式典

〔日 時〕 令和7年1月12日(日) 13:30～

〔会 場〕 総合公園体育館

〔該当者〕 230人

〔参加者〕 177人

〔内 容〕 式典・記念行事・写真撮影（ひな壇使用）

(2) 青少年健全育成

ア 啓発活動の実施

(ア) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

〔実施期間〕 夏期 7/1(月)～8/31(土)、冬期 12/20(金)～1/10(金)

〔内 容〕 広報に掲載(8月号)(12月号)

(イ) 青少年によい本をすすめる県民運動

〔実施期間〕 10/1(火)～10/31(木)

〔内 容〕 広報に掲載(10月号)、美浜町図書館での本の特集(展示と貸出)

(ウ) 子ども・若者育成支援県民運動

〔実施期間〕 11/1(金)～11/30(土)

(エ) 「家庭の日」県民運動

〔実施期間〕 2/1(土)～2/28(金)

〔内 容〕 公民館、保育所等にポスター掲示依頼

イ 啓発資材配布等による啓発活動の実施

(ア) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

〔実施期間〕 冬期 12/20(金)～1/10(金)

〔内 容〕総合公園体育館窓口にてマスク・ティッシュを配布

(イ) 子ども・若者育成支援県民運動

〔実施期間〕11/1(金)～11/30(土)

〔内 容〕総合公園体育館窓口にてティッシュを配布

り 家庭の日普及事業

「家庭の日」県民運動啓発ポスターの募集は令和2年度より個人応募になり、作品は知多教育事務所に直接提出されるため、市町村での審査がなくなった。

令和6年度、愛知県には844校、9,727作品の応募があった。

(3) 青少年社会教育団体の活動支援

・青少年を守る会(育てる会)の活動支援

各小学校区に、区・小学校・PTA・老人会等各種団体の役員が中心となって運営し、地区内すべての青少年を健全に育成するため、様々な活動を実施した。

地 区	主 な 活 動 内 容
布土学区青少年を守る会	いきいきあいさつ運動、ふれあい歩行、交通安全の推進、駅周辺パトロール、学区ハイキング協力、布土学区合同防災訓練、巡視活動(夏季、年末年始)、ラジオ体操の運営、「育成」発行、あいさつ運動広報、青少年健全育成についての広報活動
河和学区青少年を守る会	交通指導、交通安全県民運動、農業体験、海体験、スクールガード連絡会、スクールガードボランティア活動、機関紙「道しるべ」発行
野間学区青少年を育てる会	交通安全県民運動、愛のパトロール、街頭指導、あいさつ運動、標語募集・選定、史跡めぐりハイキング、会報の発行、芸術鑑賞会
奥田地区青少年を守る会	健康づくりハイキング、交通安全県民運動、あいさつ運動、三世代ラジオ体操、標語募集、観劇会、広報誌「親子のふれあい」発行
上野間学区青少年を守る会	交通安全運動、学校安全緊急情報共有化ネットワーク訓練、あいさつ運動、浜遊び、朝のラジオ体操、運動会、学区ハイキング、もちつき大会、反省会、会報の発行

6 家庭教育

(1) 子育て支援交流事業

ア 子どもふれあいひろば

子育てネットワーカー等の支援により、未就園児とその家族を対象に、子どもとの遊び等の事業を行い、子どもとの交流、参加者同士の仲間づくりを図る。

	開催日	内 容 ・ 講 師	場 所	参加者
1	5/14(火)	はじまるよ！子どもふれあいひろば 講師：子育てネットワーカー	水野屋敷記念館	7組 (15人)
2	6/15(火)	ミニ運動会 講師：子育てネットワーカー	総合公園体育館	12組 (36人)
3	7/9(火)	色あそび 講師：子育てネットワーカー	総合公園体育館	6組 (14人)

4	8/20(火)	夏まつり 講師：子育てネットワーカー	水野屋敷記念館	8組 (23人)
5	9/10(火)	子どもといっしょにリラックスヨガ 講師：片岡奈穂	総合公園体育館	6組 (15人)
6	10/22(火)	サーキット遊び&音遊び 講師：子育てネットワーカー	総合公園体育館	9組 (24人)
7	11/12(火)	かわいいおいしいカップライスづくり &食べ物のおはなし 講師：久村祥子（食と栄養のインストラクター）	水野屋敷記念館	4組 (10人)
8	12/10(火)	クリスマス会 講師：子育てネットワーカー	総合公園体育館	10組 (25人)

(2) 家庭教育講座 思春期

開催日	教室・講座名	講師	場所	参加者
1/23(木)	実践！みんなのネットモラル塾 ～正しい知識を身につけよう～	スターキャットケーブル ネットワーク株式会社	野間中学校	62人
1/24(金)	実践！みんなのネットモラル塾 ～正しい知識を身につけよう～	スターキャットケーブル ネットワーク株式会社	河和中学校	186人

(3) 地域におけるふれあい活動事業(家庭教育推進事業)

ア 美浜町家庭教育推進連絡会議(平成11年度発足)

〔主 題〕「育てよう 思いやり 咲かせよう 信頼の輪」

〔会 議〕家庭教育推進連絡会議(委員24人)

〔開催日〕5/28(火)、2/20(木)

〔取り組み〕

- ・「あいさつ運動」の推進、「みはまの教育・合い言葉」の啓発
- ・毎月8日は広報車で広報
- ・各地区青少年を守る(育てる)会による「あいさつ運動」の実施

イ 家族で河和海軍航空隊の跡地めぐり

〔日 時〕12/1(日)

〔会 場〕河和南部文化交流館、第一河和海軍航空隊の遺構

〔内 容〕交流館の展示と周辺の遺構を見学

〔講 師〕磯部利彦(生涯学習課)

〔参加者〕16人

(4) 知多地区「拡大家庭教育推進協議会」

〔主 催〕愛知県教育委員会、知多教育事務所、知多地区家庭教育推進協議会

〔日 時〕11/7(木)

〔会 場〕知多市勤労文化会館

7 成人教育

- ・「みはま寿講座」の実施

〔参加者〕町内の原則60歳以上の方

〔開催月〕5月、8月、11月

開催日	内 容	講 師	会 場	参加者
5/24(金)	「落語に親しもう」	アマチュア落語家 月の輪熊八	総合公園体育館 サブアリーナ	52 人
8/23(金)	「お口の健康栄養セミナー」	雪印ビーンスターク 株式会社 栄養士 黒柳 菜美子	総合公園体育館 サブアリーナ	28 人
11/23(金)	「笑い与健康について学ぶ たつきゅうさんのユーモアセラピー」	たつきゅうさん (田久 朋寛)	総合公園体育館 サブアリーナ	50 人

8 視聴覚教育

(1) 旧知多地方視聴覚ライブラリー協議会が所有していた教材ソフトの貸し出し業務(各市町)

(2) 視聴覚教材(16 ミリ映写機、16 ミリフィルム、ビデオ、DVD ソフト)の相互貸出。

貸出 0 件 借用 0 件

II 文化振興事業

1 美浜夏まつり(美浜民踊まつりの名称を変更して実施)(美浜音頭・小唄保存会主催事業)

〔開催日〕7/20(土)

〔会 場〕総合公園センター広場

〔参加者〕保存会会員及び一般町民 1,000 人

〔曲 目〕美浜音頭、みはま小唄、美浜音頭・小唄保存会で選曲された民踊

2 美浜町文化祭

〔日 時〕10/26(土) 9:30~17:00、27(日) 9:00~15:30

〔会 場〕総合公園体育館メインアリーナ

〔内 容〕文芸、絵画、書、写真、手工芸、生け花、盆栽、小中学生作品(習字・図画)等

〔入場者〕約 2,000 人(芸能祭も含む)

〔出品数〕28 団体 1,657 点(小中学校の作品も含む)

〔その他〕呈茶(茶華道部) 478 人

3 美浜町芸能祭

〔日 時〕10/27(日) 10:00~14:00

〔会 場〕総合公園体育館サブアリーナ

〔内 容〕民謡、詩吟、箏曲、民踊、日本舞踊、合唱、ダンス等

〔出演者〕20 団体 236 人

4 春の文協まつり(美浜町文化協会主催)

令和 6 年度は未実施

(令和 7 年度に予定されている総合公園体育館の特定天井工事の影響で令和 7 年 6 月開催となった文化祭・芸能祭の準備期間と重なるため。)

III 公民館

1 利用状況(4 月~3 月)

公民館名	利用回数(回)	R5 同期実績(回)	利用人数(人)	R5 同期実績(人)
布土公民館	920	909	12,533	12,734
野間公民館	574	569	9,580	9,080
奥田公民館	516	710	7,795	8,781
上野間公民館	559	533	6,856	6,858
合 計	2,569	2,721	36,764	37,453

2 施設維持管理

- (1) 布土・野間・奥田・上野間の各公民館の維持管理
 (2) 主な施設整備
 ・野間公民館 集会室照明修繕工事 (LED化)

3 公民館連合会事業

開催日	内 容	会 場
5/22 (水)	愛知県公民館連合会 東尾張支部総会	オンライン開催
6/4 (火)	愛知県公民館連合会 総会	安城市文化センター
11/13(水)	愛知・地域づくり推進大会	新城文化会館
2/13 (木)	愛知県公民館連合会 東尾張支部研究発表会	南知多町体育館

4 公民館活動

地区の公民館を拠点とした地域住民等による生涯学習活動の推進を図る。

【野間公民館】各種講座・教室・その他事業

開催日	講座名	対 象	参加者
12/16(月)	歴史教室「三吉のお話」	小学5年生と先生	20人
3/3(月)	山車と山車蔵の勉強会	小学4年生と先生	19人
11/17(日)	公民館まつり	児童、一般	380人

【布土公民館】・各種講座・教室

開催日	講座名	対 象	参加者
5/14(火)	芋栽培教室(苗植え)	小学生(1,2年生)	31人
6/3(月)	稲栽培教室(田植え)	小学生(5年生)	15人
7/29(月)	遊んで学ぶみはまの歴史&昼食付	児童、ボランティア	50人
8/24(土)	楽しくプレー ボッチャを体験	児童、一般	20人
10/21(月)	稲栽培(稲刈り)	小学生(5年生)	15人
10/22(火)	芋栽培(芋ほり)	小学生(1,2年生)	31人
10/29(火)	稲栽培(脱穀)	小学生(5年生)	15人
12/24(火)	レンジでチン 簡単ケーキ	児童、保護者	18人
1/23(木)	そば打ち体験	一般	20人
2/24(月)祝	見て聴いて感じて 楽しもう	児童、一般	45人
3/25 (火)	紙コップタワーアート	児童	28人

5 公民館利用団体登録

登録団体 45 (内非公開団体:3)

使用施設	団 体 名	活動内容	人数
布土 (19)	木版画サークルみはま	版画、水彩画、ちぎり絵などの制作	6
	布土女性クラブ	健康体操、卓球、押し花	20
	クラブ ラニ	フラダンスの練習	10
	おしゃべりサロン布土	おしゃべりや高齢者の健康増進	13

	布土太極拳 雅会	太極拳の練習	17
	布土体操サロン	筋力アップ体操、コグニサイズ	21
	美浜合唱団	コーラスの練習・ボランティア活動	20
	あすなろコーラス	コーラスの練習	21
	美浜唱歌の会	唱歌・童謡の練習	15
	La Fleur ハーモニーキッズ	児童合唱	10
	布土大正琴クラブ	大正琴の練習	10
	らくらく体操布土	健康体操	23
	布土ヨガサークル	ヨガ	15
	花*花	ウクレレレッスン	11
	美浜クラシックコーラス	合唱の練習	11
	JA あいち知多女性部布土地区	ゴキブリだんご作り、料理教室など	15
	うたごえ広場	童謡、唱歌、歌謡曲など歌う	24
	布土カラオケクラブ	カラオケ	12
	みはま学校再編を考える会	美浜町の学校や教育の在り方について考えを深める	11
野間 (13)	美浜古文書勉強会	古文書を読むための学習会	12
	フォークソング・ギター教室	ギターを弾きながら歌う練習と発表	14
	N A T T A	ダンスレッスン	33
	Power★Beat	キッズダンス	33
	太極拳部 野間・奥田教室	楊名時太極拳の練習等	16
	なぎさクラブ	健康体操	18
	street dance circle SCREAM	ダンスの練習	48
	野間御車保存会	お囃子の練習、体験、山車の彫刻の体験	100
	イキイキ倶楽部	手芸、料理、お楽会	19
	子育て支援 ほっと・ミルク	おしゃべり広場、おしゃべり庵等を開催	12
	美浜ふるさと研究会	見学会、講演会、発表等の諸活動	161
	海の子文庫	お話会の練習・紙芝居制作等	15
	オカリナ海の音	オカリナの練習。イベントでのコンサート活動	11
奥田 (6)	官足法友の会	官足法の学習・実践して健康増進を図る	10
	日本ｽｯｰツヅエルｽ吹矢ウイング美浜支部	ｽｯｰツヅエルｽ吹矢の練習	13
	はなみずきの会	健康体操	12
	美浜音頭・小唄保存会奥田支部	支部活動(練習会・会合等)	16
	M E C	英語研修	11
	特定非営利活動法人チャレンジド	ヘルパー・職員の勉強会、利用者等交流会	10
上野間	三楽会	民謡の練習(三味線)	10

(4)	ポピーの会	布・紙紐で小物やかご作り等	19
	球親クラブ	卓球	17
	上野間おきらく会	おおむね70歳以上の方を対象におしゃべりや交流、健康体操、手芸等の活動	21

IV 文化財保護

1 文化財保護委員会

(1) 町文化財保護委員会の開催

・第1回

〔日 程〕 10/18 (金)

〔会 場〕 総合公園体育館研修室

〔内 容〕 委員の委嘱 (任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

令和5年度文化財保護事業報告、令和6年度文化財保護事業計画等

(2) 知多地方文化財保護委員会連絡協議会 (会長：阿久比町)

ア 役員会

〔日 程〕 6/28 (金)

〔会 場〕 阿久比町立中央公民館

イ 研修会

〔日 程〕 10/23 (水)

〔会 場〕 阿久比町勤労福祉センター

2 愛知県史跡整備市町村協議会

- (1) 総会 8/8(木) 東栄町花祭会館
- (2) 研修会 2/14(金) 武豊町地域交流センター
- (3) 尾張地区協議会 2/18(火) 東海市芸術劇場

3 文化財保護事業等

(1) 指定文化財

- ・管理、調査

(2) 資料整理

- ・民具、文書、考古資料等の整理

(3) 埋蔵文化財

ア 有無照会

<遺跡名、件数及び内容>

該当なし

イ 発掘届

<遺跡名、件数及び内容>

- ・坪山池A古窯 (太陽光発電所建設)
- ・奥田石畑製塩遺跡 (個人住宅)

ウ 包蔵地内の工事立会等

<遺跡名、件数及び内容>

- ・畦大明A古窯群 (2件 太陽光発電所建設)

エ 発掘調査(谷南遺跡)の整理作業

(4) 展示

ア「美浜町で生まれた4コマまんが」(昭和編)

〔期 間〕 6/1(土)～6/30(日)

〔会 場〕生涯学習センター情報工房
 イ「美浜町で生まれた4コマまんが」(昭和と令和編)
 〔期 間〕9/3(火)～12/19(木)
 〔会 場〕河和南部文化交流館
 ウ 河和南部文化交流館展示室の常設展示

(5) 教室・講座

・ふるさと歴史教室 地域の歴史再発見 一時志地区ー
 〔日 程〕9/28, 10/5, 12, 19(土) 全4回
 〔講 師〕曲田浩和(日本福祉大学教授)
 高部淑子(日本福祉大学教授)
 磯部美里(国際ファッション専門職大学准教授)

(6) 文化財防火訓練

〔日 程〕令和7年1月24日(金)
 〔会 場〕大御堂寺(野間大坊)
 〔内 容〕119番通報訓練、消火器訓練、消火栓取扱訓練
 〔参加者〕大御堂寺、柿並区、知多南部消防組合、美浜町教育委員会

(7) 補助事業、その他(財団等の助成金)

ア 町補助金

大御堂寺鐘楼堂
 上野間越智の山車
 乱橋石碑

イ その他(財団等の助成金)

◆(一財)東海東京財団
 申出: 河和区
 野間御車保存会
 推薦: 河和区
 野間御車保存会
 採用: 河和区(山車2台修繕)
 野間御車保存会(和太鼓購入)

(8) 「美浜町歴史かるた」、『美浜町の歴史と民俗 ー美浜町歴史かるた解説書ー』の印刷製本

4 施設維持管理

(1) 布土郷土資料室

(2) 水野屋敷記念館

・水野屋敷記念館の利用状況(単位:人)

月	水野屋敷記念館
令和6年4月	297
5月	144
6月	108
7月	117
8月	90
9月	69
10月	174
11月	165
12月	138
令和7年1月	133

2月	68
3月	135
計	1,638
(参考) 令和5年度	1,915

(3) 河和城跡

- ・草刈、伐採(町職員) 河和区は令和6年度から作業不参加

(4) 第一河和海軍航空隊防空指揮所

- ・草刈(シルバー人材センター)

美浜町の文化財

種別		名称	員数	指定(登録)年月日	所在地	所有者または管理者
国指定	絵画	1 絹本着色義朝最期図 絹本着色頼朝先考供養図	2幅	平成8年6月27日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	工芸	2 梵鐘(建長二年在銘)	1口	昭和36年2月17日	野間字東畠ケ55	大御堂寺
	天然記念物	3 鶉の山鶉繁殖地	120,555.6㎡	昭和9年1月22日	上野間字曾力外4字に跨る山及び池 15筆	美浜町
有形登録	建造物	1 野間郵便局旧局舎	1棟	平成27年11月17日	野間字須賀91-1他	個人
	工作物	2 野間埼灯台	1基	令和4年6月29日	小野浦字岩成20-1	第四管区海上保安本部
県指定	建造物	1 大御堂寺伽藍	4棟	昭和29年2月19日 (追加指定) 令和7年2月12日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	絵画	2 覚禅鈔	18巻	昭和44年10月29日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	彫刻	3 木造阿弥陀如来坐像	1軀	昭和42年8月28日	野間字東畠ケ55	大御堂寺
		4 木造阿弥陀如来立像	1軀	令和4年1月28日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	工芸	5 錫杖	1柄	昭和41年10月12日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	有形民俗	6 算額	1面	昭和41年10月12日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	史跡	7 史跡大御堂寺	14,043㎡	昭和31年5月18日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	天然記念物	8 阿奈志神社のホルトノキ	1樹	昭和42年10月30日	豊丘字五宝75	阿奈志神社
町指定	建造物	1 宝篋印塔	1基	昭和62年8月13日	河和字北田面157	全忠寺
		2 一切経蔵殿	1棟	平成7年5月19日	野間字本郷36	正蔵寺
	彫刻	3 木造観音菩薩立像 木造勢至菩薩立像	2軀	昭和56年3月23日	野間字東畠ケ55	大御堂寺
		4 木造阿弥陀如来坐像	1軀	昭和61年8月11日	野間字東畠ケ90-1	安養院
		5 木造勢至菩薩立像	1軀	昭和61年8月11日	野間字東畠ケ90-1	安養院
		6 木造観音菩薩立像	1軀	昭和61年8月11日	野間字東畠ケ90-1	安養院
		7 木造地藏菩薩立像	1軀	昭和61年8月11日	河和字北屋敷甲1-1	甘露寺
		8 木造大日如来坐像	1軀	平成25年3月29日	上野間字高川23	大仙寺
		9 不動明王立像	1軀	令和5年3月15日	野間字東畠ケ50	大御堂寺
	工芸	10 蔵骨器	4口	昭和56年3月23日	河和字北田面106	美浜町
	歴史資料	11 織田信孝公(伝)遺品	3点	平成7年5月19日	野間字東畠ケ90-1	安養院
	有形民俗	12 上野間越智の山車	1台	昭和61年8月11日	上野間字北川63	上野間区
		13 上野間四島の山車	1台	昭和61年8月11日	上野間字泉乙18	上野間区
		14 布土上村の山車	1台	昭和61年8月11日	布土字上村102	上村組
		15 布土平田の山車	1台	昭和61年8月11日	布土字明山305	平田組
		16 河和中組の山車	1台	昭和61年8月11日	河和字北屋敷235-1	河和区
		17 小野浦船山車(千石船型)	1台	平成2年3月20日	小野浦字福島	小野浦区
		18 布土大池組の山車と大太鼓	2点	平成6年12月5日 (追加指定) 平成8年1月12日	布土字大池	布土大池組
	19 河和北組の山車	1台	平成6年12月5日	河和字北屋敷35	河和区	
	20 矢梨の獅子屋形	1点	平成9年12月10日	豊丘字浜17-1	矢梨区	
無形民俗	21 上野間裸まいり	-	昭和61年8月11日	上野間	上野間区	
	22 獅子舞	-	平成3年6月12日	古布	古布獅子舞保存会	
史跡	23 伝 源義朝公最期の地	-	平成3年12月3日	野間	法山寺・美浜町	
	24 布土磨砂採掘地一向山	3,009㎡	平成14年10月25日	布土字一向124、125-1	布土区	
	25 第一河和海軍航空隊防空指揮所	1,183㎡	令和2年4月7日	豊丘字北平井55-1	美浜町	

令和7年4月1日現在

令和7年度

事業計画

I 生涯学習事業

1 生涯学習情報の提供

- (1) 美浜町広報紙『みはま』への掲載及びCATVの活用
- (2) 生涯学習団体・サークルの情報収集・提供
- (3) 町ホームページによる情報提供

2 美浜町図書館・生涯学習センターの運営(令和2年度から図書館流通センターへ指定管理)

- (1) 図書館の運営
- (2) 生涯学習センターの運営(研修室、学習室、展示ギャラリーの予約受付等)

3 河和南部文化交流館の運営

令和3年4月1日から利用開始(令和6年3月1日から展示室開室)

- 〔施設名〕 河和南部文化交流館
〔所在地〕 美浜町大字豊丘字東平井136-1(旧南部保育所)
〔電話〕 0569-82-3657
〔開館時間〕 午前8時30分～午後10時
〔休館日〕 年末年始

4 生涯学習講座

- ・子ども教室・一般対象教室

開催日	教室・講座名	回数	対象・定員	会場
9月～10月	ふるさと歴史教室	4	一般・30人	生涯学習センター他
1月	書き初め講座	1	小学1年生以上	生涯学習センター

5 日本福祉大学との連携

- ・町ホームページ等で日本福祉大学の講座を案内

6 社会教育委員会

- (1) 社会教育委員会の開催(年2回開催予定)

第1回 令和7年4月22日(火) 午前10時～ 総合公園体育館2F 研修室

- (2) 県社会教育委員会連絡協議会

開催日	内容	会場
5/20(火)	東尾張支部社会教育委員会 総会・講演会	武豊町民会館
5/28(水)	県社会教育委員連絡協議会 総会	安城市文化センター
1/29(木)	愛知・地域づくり推進大会	大口町民会館
未定	東尾張支部社会教育委員会 研修会	未定

7 青少年教育

- (1) 美浜町二十歳のつどい

〔開催日〕 令和8年1月11日(日)

〔会場〕 美浜町立河和中学校体育館

〔内容〕 式典、記念行事、記念写真撮影

〔その他〕 実行委員会を組織し、企画・運営をする。

〔該当者〕 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの住民登録者、及び町内中学校卒業生

〔卒業生〕 令和2年度 182名(河和中学校112名、野間中学校70名)

- (2) 青少年健全育成
- ア 広報・ホームページ等で啓発活動の実施
 - (ア) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期 7/1～8/31、冬期 12/20～1/10)
 - (イ) 青少年によい本をすすめる県民運動(10/1～10/31)
 - (ウ) 子ども・若者育成支援県民運動(11/1～11/30)
 - (エ) 「家庭の日」県民運動(2/1～2/28)
 - イ 啓発資材配布等による啓発活動の実施
 - ・文化祭・芸能祭会場にて実施予定
- (3) 青少年社会教育団体の活動支援
- 青少年を守る会(育てる会)の活動支援
 - ボーイスカウトの活動支援

8 家庭教育

- (1) 子育て支援交流事業
- ア 子どもふれあいひろばの開催
 - 〔開催日〕 5月～12月 (全8回) 水野屋敷記念館他
 - 〔対象者〕 未就園児とその保護者、家族
 - イ 家庭教育講座の開催
 - 思春期 中学校2カ所
 - ウ 子育て支援者のサポート
 - ・子育て支援ボランティアグループの活動支援を行う
 - エ 子育てサークルの支援
- (2) 地域におけるふれあい活動事業(家庭教育推進事業)
- ア 家庭教育推進連絡会議(5月、2月を予定)
 - イ 知多地区「拡大家庭教育推進協議会」
 - 〔主催〕 愛知県教育委員会・知多地区家庭教育推進協議会
 - 〔開催日〕 11/5(水) 10:00
 - 〔会場〕 武豊町中央公民館

9 成人教育

- ・「みはま寿講座」の実施
 - 〔参加者〕 町内の原則60歳以上の方
 - 〔開催月〕 5月、9月、10月

開催日	内容	講師	会場
5/23(金)	「落語に親しもう」	アマチュア落語家 月の輪熊八	総合公園体育館 サブアリーナ
9/4(木)	「シニア世代の栄養講座」	雪印ビーンスターク株式会社 栄養士	生涯学習センター
10/29(水)	「特殊詐欺対策講座」	愛知県 県民安全課 安全なまちづくり活動推進員	生涯学習センター

10 視聴覚教育

- (1) 旧知多地方視聴覚ライブラリー協議会が所有していた教材ソフトの貸し出し業務(各市町)
- (2) 16ミリ映写機の貸し出し

II 文化振興事業

1 美浜町制70周年記念美浜夏まつり

- ・ふるさとの民踊である美浜音頭、みはま小唄を中心とした民踊まつりを開催し、美浜音頭、みはま小唄の普及を図る。

〔日 時〕 7/19(土) (予備日7/26(土))

〔会 場〕 総合公園センター広場(雨天の場合予備日に実施)

〔参加者〕 一般町民

〔曲 目〕 美浜音頭、みはま小唄の他、美浜音頭・小唄保存会で選曲された民踊

2 美浜町制 70 周年記念文化祭

- ・作品の展示を通して、町内の文化活動をする人々の交流を促進すると共に切磋琢磨の場とする。

〔日 時〕 6/7(土) 9:30~17:00、8(日) 9:00~15:30

〔会 場〕 総合公園体育館メインアリーナ

〔内 容〕 文芸、絵画、書、写真、手工芸、生け花、盆栽等

〔その他〕 呈茶(茶華道部) 将棋体験(囲碁将棋部)

町制70周年記念特別企画 体験コーナー(俳句、書、歴史かるた、生け花)

3 美浜町制 70 周年記念美浜町芸能祭

- ・美浜町民、文化協会会員の芸能発表を通して、人々との交流を促進し芸を高める機会とする。

〔日 時〕 6/8(日) 10:00~

〔会 場〕 総合公園体育館サブアリーナ

〔内 容〕 民謡、詩吟、箏曲、民踊、日本舞踊、コーラス等

〔その他〕 町制70周年記念特別企画 声楽家とピアニストのコラボ、「みんなのうた」全員合唱、キッズ・コラボ

4 春の文協まつり(美浜町文化協会主催)

令和7年度は実施しない。

(令和7年度に予定されている総合公園体育館の特定天井工事の影響で会場が使用できないため。)

III 公民館

1 公民館連合会事業

開催日	内 容	会 場
5/23(金)	愛知県公民館連合会 東尾張支部総会	オンライン
6/3(火)	愛知県公民館連合会 総会	安城市文化センター
1/19(月)	愛知県公民館連合会 東尾張支部研究発表会	小牧市勤労センター
1/29(木)	愛知・地域づくり推進大会	大口町民会館

2 施設維持管理

- ・布土、野間、奥田、上野間の各公民館の維持管理

3 公民館活動

- (1) 各種利用団体活動の推進(減免等の措置)
- (2) 野間公民館における活動
 - ・公民館活動運営委員会による企画運営
 - ・各種教室、公民館清掃、公民館まつり等
- (3) 布土公民館における活動

- ・ 公民館活動運営委員会による企画運営
 - ・ 各種教室、地域団体(子ども会、老人会、小学校、保育所等)との連携行事
- 4 指定管理者による施設管理の代行
- ・ 公民館の管理について、指定管理者制度に基づき各地域の行政区等の団体が管理を代行し、次の業務を行うことにより公民館の円滑な管理運営を行う。
 - (1) 公民館施設・設備の日常の維持管理業務
 - (2) 貸館業務 他

IV 文化財保護

1 文化財保護委員会

- (1) 町文化財保護委員会の開催
- (2) 知多地方文化財保護委員会連絡協議会
 - ・ 役員会
 - ・ 研修会

2 愛知県史跡整備市町村協議会

- (1) 総会
- (2) 研修会
- (3) 尾張地区協議会

3 文化財保護事業等

- (1) 民具、文書、考古資料等の整理
- (2) 埋蔵文化財
 - ・ 有無照会
 - ・ 包蔵地内の工事立会等
 - ・ 発掘調査(谷南遺跡)の整理作業、報告書の原稿作成
- (3) 展示
 - ・ 図書館(河和海軍航空隊と戦後80年)
 - ・ 河和南部文化交流館(町制70周年記念展示)
 - ・ 総合公園体育館(町制70周年記念文化祭)
- (4) 教室・講座
 - ・ ふるさと歴史教室 地域の歴史再発見 ー河和・北方ー
 - 〔日 程〕9月～10月 全4回
 - 〔内 容〕曲田 浩和氏(日本福祉大学教授)
 - 高部 淑子氏(日本福祉大学教授)
- (5) 文化財防火訓練
 - 〔日 程〕1月下旬(文化財防火デー(1月26日)前後の日程)
 - 〔会 場〕大御堂寺(野間大坊)
 - 〔内 容〕防火啓発、119番通報訓練、消火器訓練、消火栓取扱訓練
- (6) 補助事業・その他(財団等の助成金)

4 施設維持管理

- (1) 布土郷土資料室
- (2) 水野屋敷記念館
- (3) 河和城跡
- (4) 第一河和海軍航空隊防空指揮所

条例・規則等

I 施設利用案内

1 美浜町生涯学習センター（令和7年4月1日改正）

(1) 開館時間

午前10時から午後6時まで

(2) 施設使用料

室名	単位	1時間	備考
研修室1		800円	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房又は暖房料金込み ・楽器の演奏、合唱等の音出し行為不可 ・ダンスなど振動を発生させる行為不可
研修室2		400円	
研修室3		400円	
研修室4		700円	
展示ギャラリー		無料	

(3) 利用の申込み

ア 一般利用

〔予約受付〕 研修室は利用する日の2ヶ月前の月の初日から当日まで

展示ギャラリーは6ヶ月前の月の初日から

〔利用申請〕 利用する日までに利用許可申請書を提出する

〔受付・申請時間〕 午前10時から午後5時まで

〔使用料の納入〕 許可を受けた日に納入

〔休館日〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、金曜日、12/27～1/4

イ 専用使用（展示及び発表会等の開催のために利用する場合）

〔予約受付〕 利用する日の6ヶ月前の月の初日から5日前まで

〔利用申請〕 利用する日の5日前までに利用許可申請書及び事業計画書等を提出する

〔受付・申請時間〕 午前10時から午後5時まで

〔使用料の納入〕 許可を受けた日を含み利用する日の2日前までに納入

〔休館日〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、金曜日、12/27～1/4

2 水野屋敷記念館（令和2年4月1日改正）

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(2) 施設使用料

区分	単位	金額
和室	1時間	320円
冷暖房施設	1台100円/1時間	

(3) 利用の申込み

〔予約受付〕 利用する日の2ヶ月前の月の初日から当日まで

〔利用申請〕 利用する日までに利用許可申請書を提出する

〔受付・申込時間〕 午前9時から午後7時30分まで

〔使用料の納入〕 許可を受けた日に納入

〔休館日〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、12/28～1/4

3 公民館

(1) 開館時間

午前8時30分から午後10時まで

(2) 施設使用料（令和2年4月1日改正）

区 分	単 位	金 額	備 考
第1会議室	1時間	160円	冷房又は暖房を使用する時は、1台1時間につき100円を加算
婦人実習室	1時間	160円	ガス及び水道を使用する時は、1時間につき160円を加算 冷房又は暖房を使用する時は、1台1時間につき100円を加算
和風会議室	1時間	210円	冷房又は暖房を使用する時は、1台1時間につき100円を加算
集 会 室	1時間	470円	冷房又は暖房を使用する時は、1台1時間につき100円を加算

(3) 利用の申込み

各公民館窓口にて受付、申請を行う

〔予 約 受 付〕 利用する日の2ヶ月前から2日前まで（ただし、町外者の受付は1ヶ月前から）

〔利 用 申 請〕 利用する日の2日前までに使用許可申請書を提出しなければならない

〔受付・申込時間〕 午前8時30分から午後5時まで（ただし、窓口開館時に限る）

〔使用料の納入〕 使用許可を受けたときに納入

〔指定管理者の休日〕 土、日曜日、祝日、12/28～1/4

〔休 館 日〕 12/28～1/4

4 河和南部文化交流館

(1) 開館時間

ア 会議室・集会室（河和南部地区の方のみ使用可）

午前8時30分から午後10時まで

イ 郷土資料の展示等

午前10時から午後3時

(2) 使用料等

ア 会議室・集会室の使用料

無料

イ 郷土資料の観覧のための入館料

無料

(3) 会議室・集会室の利用の申込み

〔予 約 受 付〕 利用する日の2ヶ月前の月の初日から当日まで

〔利 用 申 請〕 利用する日までに利用許可申請書を提出する

〔受付・申込時間〕 午前9時から午後3時まで（ただし、窓口開館時に限る）

(4) 休館日等

ア 会議室・集会室

12/28～1/4

イ 郷土資料の展示等

第1、第3及び第5日曜日、土曜日、12/28～1/4

Ⅱ 社会教育関係条例・規則

1 美浜町社会教育委員に関する条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例 第 8 号

美浜町社会教育委員の定数任期及び費用弁償に関する条例(昭和 30 年美浜町条例第 28 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条及び第 18 条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委員の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第 2 条 美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準及び定数)

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、13 名以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償については、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和 32 年美浜町条例第 7 号)の定めるところによる。

(解嘱)

第 6 条 教育委員会は、委員が第 3 条第 1 項に該当しなくなったとき、又は特別の事情が生じた場合には、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(その他必要な事項)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 4 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 美浜町社会教育委員会規則

平成 21 年 3 月 26 日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、美浜町社会教育委員に関する条例(平成 12 年美浜町条例第 8 号)第 7 条の規定に基づき、美浜町社会教育委員会(以下「委員会」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 美浜町社会教育委員(以下「委員」という。)は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の職務を遂行するため、委員会を組織する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は 2 年とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 会議は、委員長が招集する。

(会議の定数及び議決)

第 5 条 委員会は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決める。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他必要な事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3 美浜町社会教育指導員設置要綱

令和 2 年 4 月 1 日要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会教育指導員(以下「指導員」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町民の学習意欲を啓発し、有効な社会教育活動を推進することを目的とし、美浜町教育委員会(以下「委員会」という。)に指導員を置く。

(任用)

第 3 条 指導員は、教育一般に関し豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身に付けている者のうちから委員会が任用する。

(身分)

第 4 条 指導員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第 5 条 指導員は、社会教育活動に必要な直接指導及び社会教育関係団体の育成等の事務に従事する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、指導員について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

4 美浜町公民館の設置および管理に関する条例

昭和 47 年 3 月 17 日
条 例 第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 24 条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 美浜町公民館を次の位置に置く。

野間公民館 美浜町大字野間字石名原 26 番地 1

布土公民館 美浜町大字布土字南亀井 79 番地

上野間公民館 美浜町大字上野間字泉乙 18 番地

奥田公民館 美浜町大字奥田字儀路 64 番地 1

(廃止及び長期的独占)

第 3 条 公民館を廃止する場合及び 1 年以上独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

(管理の代行等)

第 4 条 町長は、公民館の管理を美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年美浜町条例第 16 号)第 7 条第 1 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(2) 施設等の利用の許可に関する業務

(3) 使用料に関する業務

(4) その他町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に施設等を管理し、施設等を利用しようとする者に対して、不便を与えてはならない。

(職員)

第 5 条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第 6 条 公民館を利用しようとする者は、町長又は指定管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。

2 管理者は公民館の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を附することができる。

(利用の不許可)

第 7 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(特別の設備)

第 8 条 第 6 条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は公民館に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、町長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第 9 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定並びに第 6 条第 2 項の規定により許可に附された条件及び管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第 10 条 管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき又は第 7 条の不許可要件に該当するときは、第 6 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(使用料の收受等)

第 11 条 第 4 条第 1 項の規定により指定管理者を指定した場合の使用料は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用者は、美浜町使用料条例(昭和 48 年美浜町条例第 22 号)に定める使用料を納付しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によって、公民館又はその附属設備を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(過料)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条第1項の許可を受けずに使用した者
- (2) 第9条の規定に違反した者
- (3) 第10条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して使用した者
- (4) その他不正の方法により利用の許可を受けて使用した者

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、利用条件その他管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月22日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年6月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日条例第17号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に使用許可を受けているものについては、この条例の規定にかかわらず、当該許可期間満了の日までは、なお、従前の例による。

附 則(平成23年12月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月22日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

5 美浜町公民館使用規則

昭和 52 年 1 月 31 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浜町公民館の使用について必要な事項を定めるものとする。

(公民館の使用)

第 2 条 公民館を使用しようとする者はその 2 日前までに、公民館使用許可申請書（第 1 号様式）を町長又は指定管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、使用を許可したときは、公民館使用許可書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

3 使用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、使用日の前日までに管理者に申し出て承認を受けなければならない。

(開館及び閉館)

第 3 条 公民館の使用時間は原則として午前 8 時 30 分より、午後 10 時までとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(使用についての遵守事項)

第 4 条 使用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に使用したり、使用権を他人に譲渡し又は転貸しないこと。

(2) 使用時間を厳守すること。

(3) 許可を受けずに館内で寄付金等の募集又は物品等の販売をしないこと。

(4) 定められた場所以外で喫煙しないこと。

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。

(6) その他管理者の指示すること。

(入場制限)

第 5 条 使用者は、次に掲げる者を入場させないよう取締らなければならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし又は迷惑をかけるおそれのある者若しくは動物（盲導犬を除く。）を伴う者

(3) 隔離すべき感染症患者及びその疑いのある者

(報告)

第 6 条 管理者は、前月の利用状況を、町長に報告するものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は町長の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 美浜町野間公民館使用規則（昭和 45 年美浜町規則第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 4 年 3 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

※ 様式は省略

6 公民館利用細則

- 第1条 公民館の一般利用は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、受付は利用しようとする日の2か月前から2日前までとする。ただし、町外者の受付は1か月前からとする。
- 第2条 公民館を利用しようとする者は、公民館使用許可申請書（様式第1号）を公民館の管理者（以下、「管理者」という。）へ提出し、許可を受けなければならない。
- 第3条 管理者は、使用を許可したときは、公民館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。なお、管理者は公民館の管理に必要があるときは、許可に条件を附することができる。
- 第4条 同一日時を利用しようとする団体が、同時に二団体以上あった場合には抽選により決定する。
- 第5条 利用団体は、権利を他に譲渡または転貸することはできない。
- 第6条 利用の変更をするときは、公民館使用許可変更申請書（様式第3号）に公民館使用許可書を、取消しをするときは、公民館使用許可取消承認申請書（様式第4号）に公民館使用許可書を添えて利用しようとする日の前日までに承認を受けなければならない。
- 第7条 管理者は、申請書を整理し、公民館利用受付簿（様式第5号）に記載するものとする。
- 第8条 管理者は、前月の利用状況を、公民館使用状況報告書（様式第6号）により教育委員会に報告するものとする。
- 第9条 使用料は、利用の許可を受けたとき納入する。ただし、やむを得ない場合は、許可を受けた日を含み2日以内に納入しなければならない。納入しない場合は許可を取り消す。
- 第10条 使用料は、次の各号に該当する事業に対して、営利を目的としないものに限り、減額し、又は免除することができる。（別表1参照）
- (1) 町及び町教育委員会が行う事業
 - (2) 町立保育所・小中学校が行う事業
 - (3) 区が行う事業
 - (4) 町が活動費を補助している団体が、その目的達成のため行う事業
 - (5) 地域の公共的利用に供する事業
 - (6) 体育・レクリエーション・趣味の研究グループその他これに類する団体と認められるものが、その目的達成のため行う事業
 - (7) その他特別の理由があると認められる事業
- 第11条 前条第6・7号で使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用許可申請書に、公民館使用料減免申請書（様式第9号）を添付して教育委員会へ提出しなければならない。教育委員会は使用料を減免するのに十分な理由があると認めたときは、使用料を減免し、その旨を申請者に連絡するものとする。
- 2 前条第6・7号で継続的に使用料の減免を受けようとする団体は、公民館使用料減免団体登録申請書（様式第7号）により、教育委員会へ登録するものとする。
- 3 教育委員会は前項の申請が、次の条件を満たす団体と認めたときは、公民館使用料減免団体登録証（様式第8号）を交付するものとする。ただし、その有効期間は当該年度の3月31日までとする。
- (1) 目的・責任者・構成員が明確であること。
 - (2) 構成員が10名以上あり、かつ、半数以上が町内に在住・在勤・在学であること。
 - (3) 運営方針・経費が明確であること。
 - (4) 活動が計画的・組織的・継続的であること。
- 4 前条第1号～第5号の場合は、公民館使用料減免申請書及び公民館使用料減免団体登録申請書を必要としない。
- 第12条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、次に該当する場合は返還することができる。
- (1) 非常災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。
 - (2) 使用の2日前までに使用の取り消しを申し出たとき。
- 第13条 社会教育法第23条による貸館の取扱については、別表2のとおりとする。

※ 様式は省略

別表 1

第 10 条について

- (1) 町及び町教育委員会が主催・共催・後援するもの。及び、担当課長が認めるもの。
- (2) 町立保育所・小中学校が主催して行うもの。
- (3) 区が主催するもの。
- (4) 町が活動費を補助している団体等
交通安全父母の会、遺族会、老人クラブ、老人クラブ連合会、子ども会、子ども会連絡協議会、
保育所父母の会、社会福祉協議会、農業青年連絡協議会、果樹振興会、花き園芸組合、
農用地利用組合、畜産団体連合会、観光協会、愛知用水利用組合、消防団、学校保健会、
小中学校校長会、小中学校教頭会、教務・校務主任者会、P T A、単位婦人会、婦人会連絡協議会、
ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年を守る会、美浜女性の会、美浜音頭・小唄保存会、
文化協会、体育協会、ゲートボール協会、スポーツ少年団、農村女性活性化等推進協議会、
美浜炭焼き研究会、健康づくり食生活改善協議会、食品衛生協会 等
- (5) 祭礼委員会、まちづくり 等
- (6) 「体育・レクリエーション」とは、〇〇バレーボールクラブ、〇〇エアロビクスクラブ等
「趣味」とは、〇〇民踊クラブ、〇〇手芸クラブ等

美浜町立公民館使用取扱方針

(1) 社会教育法第 23 条 1 項 1 号関係

※ もっぱら営利を目的とした事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。

事 項	取 扱 方 針
1 会社・商店等が営利宣伝を目的として行う事業	許可しない
2 会社・商店等が商品を直接販売をする場合	許可しない
3 会社・商店等が営利宣伝を目的とせずに行う事業 (研修、社員教育等)	許可する (有料) 住民に呼びかけないこと
4 個人教授・塾経営者が行う事業	許可しない
5 社会教育関係団体が会社・商店等をよんで会員に商品を販売 (有料頒布) する場合	許可しない
6 社会教育関係団体、又は一般団体が会場でプログラム・テキスト 等を有料頒布、又は会員券を発売する場合	許可しない
7 公民館利用細則第 11 条第 2 項の登録団体 (公民館使用料減免 団体) が公演、映画会、コンサート、講演会を行う場合	許可する (計画書を添付する) 会費等をとる場合は報告書も提出する
8 7 に該当しない団体が公演、映画会、コンサート、講演会を 行う場合	会費、入場料等をとらない場合は許可 する (有料) (計画書を添付する)

(2) 社会教育法第 23 条 1 項 2 号関係

※ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

事 項	取 扱 方 針
1 政党・政治団体が住民に呼びかけて行う事業	許可する (有料)
2 政党・政治団体員のみを対象として行う事業	許可しない
3 公私の選挙に関し特定の候補者を支持する事業 (公職選挙法に準ずる) 公職選挙法に準ずる・・・選挙管理委員会で予定した期間のみ 許可する	許可する (予定した期間内で1回のみ無料となり 2回目以降は有料)

(3) 社会教育法第 23 条 2 項関係

※ 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

事 項	取 扱 方 針
1 宗教団体が信者のみを対象として行う事業	許可しない
2 宗教団体が一般住民に呼びかけて行う事業	許可する (有料)

7 美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成13年12月27日

条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、美浜町生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の生涯教育振興と文化向上を図り、地域社会の発展に寄与するため、生涯学習センターを設置する。

(位置)

第3条 生涯学習センターは、美浜町大字北方字十二谷125番地に置く。

(管理の代行等)

第4条 美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、生涯学習センターの管理を美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年美浜町条例第16号)第7条第1項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯学習センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 使用料に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に施設等を管理し、施設等を利用しようとする者に対して、不便を与えてはならない。

(利用料金)

第5条 教育委員会は、適当と認めるときは、指定管理者に生涯学習センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第10条の規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、読み替えるものとする。

(利用の許可)

第6条 生涯学習センターを利用しようとする者は、教育委員会又は指定管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。管理者は、生涯学習センターの管理に必要なときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生涯学習センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、生涯学習センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定により、許可に付された条件及び管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき又は第7条の不許可要件に該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第10条 利用者は、別に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は過失によって、施設等を毀損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(過料)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条第1項の許可を受けずに利用した者
- (2) 第8条の規定に違反した者

(3) 第9条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反した者

(4) その他不正の方法により利用の許可を受けて利用した者

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、利用条件その他管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成13年美浜町条例第29号)第13条の規定に基づき、美浜町生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 生涯学習センターの開館時間は、原則として午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、教育長が特に必要と認め許可した場合はこの限りでない。

(休館日)

第 3 条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)のときは、その翌日とし、その日が祝日のときは、その翌日)

(2) 金曜日

(3) 12 月 27 日から翌年 1 月 4 日までの日

2 教育長は、やむを得ない事由により必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。(生涯学習センターの利用)

第 4 条 生涯学習センターを利用しようとする者は、美浜町生涯学習センター利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会又は指定管理者(以下「管理者」という。)に提出し、美浜町生涯学習センター利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による利用許可申請書は、利用しようとする日の 2 月前の月の初日から当日までに利用許可申請書を管理者に提出しなければならない。

3 展示及び発表会等の開催のために利用する場合において、管理者が特に必要と認めるときは、利用しようとする日の 6 月前の月の初日から 5 日前までに、利用許可申請書に事業計画書等を添えて管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前2項の申請があった場合において、生涯学習センターの利用に支障を及ぼさないと認められた者に対して、利用許可書を交付するものとする。

5 利用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、美浜町生涯学習センター変更利用許可申請書(様式第3号)に当初の利用許可書を添えて管理者に提出しなければならない。

6 管理者は、前項の申請があった場合において、支障がないと認める者に対して、美浜町生涯学習センター利用変更許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(利用についての遵守事項)

第 5 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に利用したり、利用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 利用時間を厳守すること。

(3) 許可を受けないで館内で寄付金等の募集又は物品等の販売をしないこと。

(4) 定められた場所以外で喫煙しないこと。

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。

(6) その他管理者の指示すること。

(入場制限)

第 6 条 利用者は、次に掲げる者を入場させないよう取締らなければならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者

(3) 隔離すべき感染症患者及びその疑いのある者

(利用状況)

第 7 条 管理者は、月ごとの利用状況を取りまとめて保管するものとする。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 24 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和7年3月25日教育委員会規則第1号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

※ 様式は省略

(生涯学習センターの利用)

第1条 美浜町生涯学習センターの一般利用は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、利用許可申請書の受付時間は午前10時から午後5時までとする。

2 同一日時を利用しようとする団体が、同時に2団体以上あった場合には申込順により決定する。

3 管理者は、申請書を整理し、美浜町生涯学習センター利用受付簿に記載するものとする。

4 管理者は、前月の利用状況について、美浜町生涯学習センター利用状況報告書を作成し保管するものとする。

(使用料)

第2条 使用料は、利用の許可を受けたときに納付する。

2 納付しない場合は、教育委員会は、利用の許可を取り消す。

(使用料の減免)

第3条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して、営利を目的としないものに限り、免除することができる。

(1) 町及び町教育委員会が行う事業

(2) 町立保育所、小学校及び中学校が行う事業

(3) 区が行う事業

(4) 美浜町文化協会又はその加盟部門及び、美浜町スポーツ協会又はその加盟競技部が主催する事業

(5) 町が活動費を補助している団体が、その目的達成のため行う事業

ア 団体に活動費を補助している担当課長名で事業計画書等を添付して申請されたもの

イ 補助金を受ける団体が主催する事業、大会等であり、その組織に加盟する個々の団体が独自に主催するものでないもの。

(6) その他特別の理由があると認められる事業

2 美浜町文化協会加盟サークル、美浜町スポーツ協会加盟チーム、美浜町教育委員会公認サークル等の活動及び練習で、減免団体登録証を受付時に提示した者は、使用料の2分の1を減免することができる。

(減免団体登録)

第4条 前条第2項で使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請書に、美浜町生涯学習センター使用料減免申請書(様式第1)を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請がされた場合において、教育委員会は使用料を減免するのに十分な理由があると認めたときは、使用料を減免し、その旨を申請者に連絡するものとする。

3 前条第2項に該当する団体で継続的に使用料の減免を受けようとする団体は、美浜町生涯学習センター使用料減免団体登録申請書(様式第2)により、教育委員会へ登録するものとする。

4 教育委員会は前項の申請が、次の条件を満たす団体と認めたときは、美浜町生涯学習センター使用料減免団体登録証(様式第3)を交付するものとする。ただし、その有効期限は当該年度の3月31日までとする。

(1) 目的、責任者及び構成員が明確であること。

(2) 構成員が10名以上あり、かつ、半数以上が町内に在住、在勤又は在学であること。

(3) 運営方針及び経費が明確であること。

(4) 活動が計画的、組織的及び継続的であること。

5 前条第1項に該当する場合は、美浜町生涯学習センター使用料減免申請書及び美浜町生涯学習センター使用料減免団体登録申請書を必要としない。

(使用料の還付)

第5条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、非常災害その他利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなったときは還付することができる。

(利用の不許可)

第6条 次の各号のいずれかに該当する行為は、美浜町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年美浜町教育委員会規則第3号)第4条第4項に規定する生涯学習センターの利用に支障を及ぼすものとして、利用を許可しない。

(1) 楽器の演奏、合唱等の音を出す行為

(2) 振動を発生させる行為

(許可の判断)

第7条 前条に定めるもののほか、美浜町生涯学習センターの貸館の取扱いについては、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定を準用し、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日要綱)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和7年4月1日要綱)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

※ 様式は省略

別表

美浜町生涯学習センター取扱方針

(1) 社会教育法第 23 条 1 項 1 号関係

※ もっぱら営利を目的とした事業を行い、特定の営利事業に美浜町生涯学習センターの名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。

事 項	取 扱 方 針
1 会社・商店等が営利宣伝を目的として行う事業	許可しない
2 会社・商店等が商品を直接販売をする場合	許可しない
3 会社・商店等が営利宣伝を目的とせずに行う事業 (研修、社員教育等)	許可する (有料) 住民に呼びかけないこと
4 個人教授・塾経営者が行う事業	許可しない
5 社会教育関係団体が会社・商店等をよんで会員に商品を販売 (有料頒布) する場合	許可しない
6 社会教育関係団体、又は一般団体が会場でプログラム・テキスト 等を有料頒布、又は会員券を発売する場合	許可しない
7 美浜町生涯学習センター利用内規第 4 条第 2 項の登録団体 (美浜町生涯学習センター使用料減免団体) が公演、茶会、講演会 等を行う場合	許可する (計画書を添付する) 会費等をとる場合は報告書も提出する
8 7 に該当しない団体が公演、茶会、講演会等を行う場合	許可する (有料) 会費、入場料等をとる場合は計画書・収支 予算書を添付する (終了後は報告書・収支決算書を提出する)

(2) 社会教育法第 23 条 1 項 2 号関係

※ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

事 項	取 扱 方 針
1 政党・政治団体が住民に呼びかけて行う事業	許可する (有料)
2 政党・政治団体員のみを対象として行う事業	許可しない
3 公私の選挙に関し特定の候補者を支持する事業 (公職選挙法に準ずる)・・・選挙管理委員会で予定した期間のみ 許可する	許可する (有料) (予定した期間内で 1 回のみ無料とな り 2 回目以降は有料)

(3) 社会教育法第 23 条 2 項関係

※ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

事 項	取 扱 方 針
1 宗教団体が信者のみを対象として行う事業	許可しない
2 宗教団体が一般住民に呼びかけて行う事業	許可する (有料)

10 水野屋敷記念館の設置及び管理に関する条例

平成 12 年 3 月 27 日
条 例 第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、水野屋敷記念館(以下「記念館」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 水野屋敷に関する資料の収集、保管及び展示等を行うとともに、町民の文化の発展に寄与するため、記念館を設置する。

(位置)

第 3 条 記念館は、美浜町大字北方字十二谷 80 番地に置く。

(管理)

第 4 条 記念館は、美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(利用の許可)

第 5 条 記念館を利用しようとする者は、管理者の許可を得なければならない。

2 管理者は、記念館の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を附することができる。

第 6 条 管理者は、各号のいずれかに該当する場合は、記念館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるときは。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(利用者の義務)

第 7 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、記念館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定により、許可に附された条件及び管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第 8 条 管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき又は第 6 条の不許可要件に該当するときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第 9 条 利用者は、別に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 利用者が故意又は過失によって、記念館又はその附属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(過料)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料を科する。

(1) 第 5 条第 1 項の許可を受けずに利用した者

(2) 第 7 条の規定に違反した者

(3) 第 8 条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反した者

(4) その他不正の方法により利用の許可を受けて使用した者

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、利用条件その他管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

11 水野屋敷記念館使用規則

平成 12 年 3 月 30 日
規 則 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水野屋敷記念館の設置及び管理に関する条例(平成 12 年美浜町条例第 10 号)第 12 条の規定に基づき、水野屋敷記念館(以下「記念館」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 記念館を使用しようとする者は、使用しようとする日の 2 月前の月の初日から当日までに、水野屋敷記念館使用許可申請書(様式第 1)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、使用を許可したときは、水野屋敷記念館使用許可書(様式第 2)を申請者に交付するものとする。

3 使用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、管理者に申し出て承認を受けなければならない。

(開館時間)

第 3 条 記念館の開館時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、管理者が特に必要と認め許可した場合はこの限りでない。

(休館日)

第 4 条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日 ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)のときは、その翌日とし、その日が休日のときは、その翌日

(2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日

2 管理者は、やむを得ない事由により必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(使用についての遵守事項)

第 5 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に使用したり、使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 使用時間を厳守すること。

(3) 許可を受けないで館内で寄附金等の募集又は物品等の販売をしないこと。

(4) 定められた場所以外で喫煙しないこと。

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。

(6) その他管理者の指示すること。

(入場制限)

第 6 条 使用者は、次に掲げる者を入場させないよう取締らなければならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者若しくは動物(盲導犬を除く。)を伴う者

(利用状況)

第 7 条 管理者は、月ごとの利用状況を取りまとめて保管するものとする。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会の承認を得て管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 16 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

※ 様式は省略

12 水野屋敷記念館利用内規

(水野屋敷記念館の利用)

第1条 水野屋敷記念館の一般利用は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、受付は利用しようとする日の2か月前の月の初日から当日までとする。また、利用許可申請書の受付時間は午前9時から午後9時までとする。

2 水野屋敷記念館を利用しようとする者は、利用許可申請書を水野屋敷記念館の管理者(以下「管理者」という。)へ提出し、許可を受けなければならない。

3 管理者は、利用を許可したときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。なお、管理者は水野屋敷記念館の管理に必要があるときは、許可に条件を付することができる。

4 同一日時を利用しようとする団体が、同時に2団体以上あった場合には抽選により決定する。

5 管理者は、申請書を整理し、水野屋敷記念館利用受付簿に記載するものとする。

6 管理者は、前月の利用状況について、水野屋敷記念館利用状況報告書を作成し保管するものとする。

(使用料)

第2条 使用料は、利用の許可を受けたときに納入する。納入しない場合は、許可を取り消す。

(使用料の減免)

第3条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して、営利を目的としないものに限り、免除することができる。

(1) 町及び町教育委員会が行う事業

(2) 町立保育所、小・中学校が行う事業

(3) 区が行う事業

(4) 美浜町文化協会又はその加盟部門及び、美浜町スポーツ協会又はその加盟競技部が主催する事業

(5) 町が活動費を補助している団体が、その目的達成のため行う事業

ア 利用許可申請手続きは、団体に活動費を補助している担当課長名で申請する。

イ 利用許可申請書に、事業計画書等を添付する。

ウ 使用料を免除するのは、補助金を受ける団体が主催する事業、大会等であり、その組織に加盟する個々の団体が独自に主催するものは除く。

2 美浜町文化協会加盟サークル、美浜町体育協会加盟チーム、美浜町教育委員会公認サークル等の活動及び練習で、減免団体登録証を受け付け時に提示した者は、使用料の2分の1を減免することができる。

3 その他特別の理由があると認められる事業。

(減免団体登録)

第4条 前条第2項で使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請書に、水野屋敷記念館使用料減免申請書(様式1)を添付して教育委員会へ提出しなければならない。教育委員会は使用料を減免するのに十分な理由があると認めたときは、使用料を減免し、その旨を申請者に連絡するものとする。

2 前条第2項で継続的に使用料の減免を受けようとする団体は、水野屋敷記念館使用料減免団体登録申請書(様式第2)により、教育委員会へ登録するものとする。

3 教育委員会は前項の申請が、次の条件を満たす団体と認めたときは、水野屋敷記念館使用料減免団体登録証(様式第3)を交付するものとする。ただし、その有効期限は当該年度の3月31日までとする。

(1) 目的・責任者・構成員が明確であること。

(2) 構成員が10名以上あり、かつ半数以上が町内に在住・在勤・在学であること。

(3) 運営方針・経費が明確であること。

(4) 活動が計画的・組織的・継続的であること。

4 前条第1項に該当する場合は、水野屋敷記念館使用料減免申請書及び水野屋敷記念館使用料減免団体登録申請書を必要としない。

第5条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、非常災害その他利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなったときは還付することができる。

第6条 水野屋敷記念館の貸館の取扱いについては、社会教育法第23条の規定を準用し、別表のとおりとする。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 水野屋敷記念館利用細則(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

別表

水野屋敷記念館取扱方針

(1) 社会教育法第 23 条 1 項 1 号関係

※ もっぱら営利を目的とした事業を行い、特定の営利事業に記念館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。

事 項	取 扱 方 針
1 会社・商店等が営利宣伝を目的として行う事業	許可しない
2 会社・商店等が商品を直接販売をする場合	許可しない
3 会社・商店等が営利宣伝を目的とせずに行う事業 (研修、社員教育等)	許可する (有料) 住民に呼びかけないこと
4 個人教授・塾経営者が行う事業	許可しない
5 社会教育関係団体が会社・商店等をよんで会員に商品を販売 (有料頒布) する場合	許可しない
6 社会教育関係団体、又は一般団体が会場でプログラム・テキスト等を有料頒布、又は会員券を発売する場合	許可しない
7 記念館利用内規第 4 条第 2 項の登録団体 (記念館使用料減免団体) が公演、茶会、講演会を行う場合	許可する (計画書を添付する) 会費等をとる場合は報告書も提出する
8 7 に該当しない団体が公演、茶会、講演会を行う場合	会費、入場料等をとらない場合は許可 する (有料) (計画書を添付する)

(2) 社会教育法第 23 条 1 項 2 号関係

※ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

事 項	取 扱 方 針
1 政党・政治団体が住民に呼びかけて行う事業	許可する (有料)
2 政党・政治団体員のみを対象として行う事業	許可しない
3 公私の選挙に関し特定の候補者を支持する事業 (公職選挙法に準ずる) 公職選挙法に準ずる・・・選挙管理委員会で予定した期間 のみ許可する	許可する (予定した期間内で 1 回のみ無料と なり 2 回目以降は有料)

13 河和南部文化交流館の設置及び管理に関する条例

令和3年1月22日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、河和南部文化交流館(以下「交流館」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民の地域活動及び生涯学習活動を支援し、住民相互の交流を促進し、豊かな地域社会の実現に資するとともに、町に関する歴史、民俗、自然等の資料(以下「郷土資料」という。)の収集、保管、展示等を行い、町民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため、交流館を設置する。

(位置)

第3条 交流館は、美浜町大字豊丘字東平井136番地1に置く。

(管理)

第4条 交流館は、美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(入館料)

第5条 郷土資料の観覧のために交流館を利用する者(以下「入館者」という。)の入館料は、無料とする。

(利用の許可)

第6条 交流館の会議室及び集会室を利用しようとする者は、管理者の許可を得なければならない。

2 管理者は、交流館の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を附することができる。

(利用の制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の会議室及び集会室の利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) その利用が施設又はその附属設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、交流館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定により許可に附された条件及び管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に附された条件を変更することができる。

- (1) 法令又はこの条例若しくは条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可に附された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第11条 交流館の会議室及び集会室の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第12条 利用者及び入館者は、故意又は過失により施設、展示品、設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(過料)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項の許可を受けずに利用した者
- (2) 第8条の規定に違反した者
- (3) 第9条の規定による許可の取消し又は利用の中止若しくは停止命令に違反した者
- (4) その他不正の方法により利用の許可を受けて使用した者

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

14 河和南部文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年1月22日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、河和南部文化交流館の設置及び管理に関する条例(令和3年美浜町条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、河和南部文化交流館(以下「交流館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(交流館の利用)

第2条 交流館の会議室及び集会室を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の2月前の月の初日から当日までに、河和南部文化交流館利用許可申請書(様式第1)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があった場合において、施設の利用に支障を及ぼさないと認めたときは、河和南部文化交流館利用許可書(様式第2)を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、管理者に申し出て、承認を得なければならない。

4 郷土資料の観覧のために交流館を利用する者(以下「入館者」という。)は、管理者に申し出なければならない。

(開館時間)

第3条 交流館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認め、許可した場合は、この限りでない。

(1) 会議室及び集会室 午前8時30分から午後10時まで

(2) 郷土資料の展示等 午前10時から午後3時まで

(休館日)

第4条 交流館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者がやむを得ない事由により、必要があると認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(1) 会議室及び集会室 12月28日から翌年1月4日までの日

(2) 郷土資料の展示等 次に掲げる日

ア 第1、第3及び第5日曜日

イ 土曜日

ウ 12月28日から翌年1月4日までの日

(利用についての遵守事項)

第5条 利用者及び入館者は、条例及びこの規則に規定する事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用時間を厳守すること。

(2) 交流館の敷地内で喫煙しないこと。

(3) 許可を受けずに物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(入館制限)

第6条 管理者は、次に掲げる者に対して、交流館へ入館させないこと又は退館をさせることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある品物又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携行する者

(3) その他管理に支障があると認める者

(利用状況)

第7条 管理者は、月ごとの利用状況を取りまとめて保管するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

※ 様式は省略

15 河和南部文化交流館利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河和南部文化交流館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和3年美浜町教育委員会規則第1号。以下「施行規則」という。)第8条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の取消し等)

第2条 施行規則第2条第3項の規定に基づく、利用許可の変更を受けようとする者は、河和南部文化交流館利用許可変更申請書(様式第1)に同条第1項の規定に基づく、河和南部文化交流館利用許可書(以下「許可書」という。)を添えて、利用しようとする日の前日までに管理者の承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、施設の利用に支障を及ぼさないと認めた者に対して、施行規則第2条の規定を準用し、許可書を申請者に交付するものとする。

3 施行規則第2条第3項の規定に基づく、利用許可の取消しを受けようとする者は、河和南部文化交流館利用許可取消承認申請書(様式第2。以下「取消承認申請書」という。)に許可書を添えて、利用しようとした日の前日までに管理者の承認を得なければならない。

4 前項の管理者による承認は、取消承認申請書の受理をもって承認とする。

(申請書の管理)

第3条 管理者は、利用の許可に係る申請書を整理し、河和南部文化交流館利用受付簿(様式第3)に記載するものとする。

(利用状況の報告)

第4条 管理者は、前月の利用状況を河和南部文化交流館利用状況報告書(様式第4)により、美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

※ 様式は省略

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、美浜町に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で文化財とは、法第 2 条第 1 項第 1 号より第 6 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

(財産権の尊重および他の公益との調整)

第 3 条 美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 町指定文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、美浜町内に存する文化財(法により指定されたもの及び、愛知県文化財保護条例(昭和 30 年愛知県条例第 6 号。以下「県条例」という。)により指定されたものを除く。)のうち重要なものを町長と協議のうえ美浜町指定文化財(以下「町指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の指定をしようとするときは、所有者又は管理者(無形文化財については教育委員会の認定した保持者)の申請若しくはその同意を得なければならない。

3 第 1 項の指定をするときには、教育委員会はあらかじめ別に定める美浜町文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)の意見を聞くものとする。

4 第 1 項により指定したときは、教育委員会はその旨を公示し、当該指定文化財所有者若しくは管理者又は保持者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第 5 条 町指定文化財が、その価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は保護委員会の意見を聞いて町長と協議し、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため、保持者として適当でなくなったと認められたときは、教育委員会は町長と協議し、その認定を解除することができる。

3 町指定文化財については、法の規定による重要文化財又は県条例の規定による県指定文化財の指定があったときは、当該町指定文化財の指定は解除されたものとする。

4 第 1 項から前項までの規定により、その指定を解除したときは、教育委員会はその旨を公示し、かつ所有者若しくは管理者又は保持者に通知しなければならない。

5 前項の通知を受けたときは、所有者は速やかに町指定文化財の指定書を教育委員会へ返付しなければならない。

(所有者の管理義務)

第 6 条 町指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、町指定文化財を管理しなければならない。

(届出)

第 7 条 町指定文化財の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者又は管理者が変更したとき。

(2) 所有者又は管理者がその氏名、住所を変更したとき。

(3) 町指定文化財の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは亡失し、又は盗み取られたとき。

(4) 町指定文化財の所在の場所を変更したとき。

2 町指定有形文化財の所有者又は管理者は、当該指定有形文化財の現状を変更し、又は修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 町指定無形文化財の保持者が氏名又は住所を変更し、若しくは死亡したときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理若しくは修理又は保存の補助)

第 8 条 町指定文化財の管理若しくは、修理、公開又は保存に要する経費は、所有者若しくは管理者又は保持者の負担とする。ただし、多額の経費を要し、その負担にたえないとき、その他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てるため、町は所有者若しくは管理者又は保持者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付するとき教育委員会は、管理若しくは修理、公開又は保存に関し、必要と認める事項

について指示することができる。

第9条 前条の規定により補助金の交付を受け、又は交付を受けようとする所有者若しくは管理者又は保持者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 町指定文化財の管理、修理、公開若しくは出品等に関し、条例、規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外にこれを使用したとき。
- (3) 補助金の交付条件に従わなかったとき。
- (4) 不正の手段によって補助金の交付を受け、若しくは交付を受けようとしたとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第10条 町指定文化財の管理が適当でないため、当該町指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は所有者又は管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置、その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

2 町指定文化財がき損している場合において、この保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前項の勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を町の負担とすることができる。

(出品、公開)

第11条 教育委員会は、町指定文化財の所有者若しくは管理者又は所持者に対し、町指定文化財の出品又は公開を勧告することができる。

2 前項の出品又は公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を町の負担とすることができる。

3 第1項の規定により出品又は公開したことに起因して当該町指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られたときは、町は所有者若しくは管理者又は保持者に対し、損害を補償する。ただし、所有者若しくは管理者又は保持者の責に帰すべき理由によるものは、この限りでない。

(現状変更の制限)

第12条 町指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(調査、報告)

第13条 教育委員会は、必要があると認めるときは、あらかじめ町指定文化財の所有者若しくは管理者又は保持者の同意を得て、当該文化財の現状若しくは管理又は修理及び保存の状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

昭和 47 年 6 月 22 日
教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は美浜町文化財保護条例(昭和 47 年美浜町条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項による指定をうけようとする者は、美浜町文化財指定申請書(様式第 1 号)を美浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

(指定書)

第 3 条 条例第 4 条第 4 項で規定する指定書は、美浜町文化財指定書(様式第 2 号)によるものとする。

(指定解除の通知)

第 4 条 条例第 5 条第 4 項で規定する解除の通知は、美浜町文化財指定解除通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(届出の様式)

第 5 条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する美浜町文化財所有者変更届(様式第 4 号)
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号および同条第 3 項に規定する美浜町文化財所有者氏名等変更届(様式第 5 号)
- (3) 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する美浜町文化財滅失、き損等の届(様式第 6 号)
- (4) 条例第 7 条第 1 項第 4 号に規定する美浜町文化財所在の場所変更届(様式第 7 号)
- (5) 条例第 7 条第 2 項に規定する美浜町文化財現状変更修理届(様式第 8 号)

(補助金等交付の申請)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項、第 10 条第 3 項ならびに第 11 条第 2 項および第 3 項に規定する補助金、負担金または補償金の交付を受けようとする者は、美浜町指定文化財補助金交付申請書(様式第 9 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金等による実績報告)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項、第 10 条第 3 項および第 11 条第 2 項に規定する補助金または負担金の交付を受けた者は、交付にかかる事項が完了したとき、または教育委員会の求めがあったときは、すみやかに美浜町指定文化財補助事業等実績報告書(様式第 10 号)を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※ 様式は省略

18 美浜町附属機関設置条例

平成 30 年 3 月 27 日
 条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 別表第 1 に定めるところにより、町長の附属機関を置く。

2 別表第 2 に定めるところにより、教育委員会の附属機関を置く。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に存する合議体で別表第 1 又は第 2 に掲げる附属機関に相当するものの委員に委嘱されている者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員に委嘱された者とみなす。

附 則(平成 30 年 6 月 22 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例(昭和 32 年美浜町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 30 年 9 月 21 日条例第 28 号)

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 4 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

省略

別表第 2(第 2 条関係)

教育委員会の附属機関

名称	担当事務	委員定数	委員選任の基準
美浜町いじめ問題専門委員会	いじめの防止等のための対策の推進についての調査審議及びいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に関する調査	5 名以内	法律、心理及び福祉等に関して識見を有する者
美浜町文化財保護委員会	文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に応じた必要な調査及び意見の具申	8 名以内	文化財に深い関心を有し、学識経験を有する者
美浜町スポーツ推進計画策定委員会	スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画の策定	14 名以内	公共的団体等の代表者、スポーツに関して識見を有する者及び町の職員
美浜町プロポーザル審査委員会	美浜町が実施するプロポーザルにおける業者の企画提案等の審査及び受注者の決定	案件ごとに 15 人以内	プロポーザルの案件に関し識見を有する者及び町の職員

19 美浜町教育委員会附属機関設置規則

平成 30 年 3 月 27 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浜町附属機関設置条例(平成 30 年美浜町条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 附属機関の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 附属機関に会長を置く。

2 会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第 4 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 附属機関の庶務は、別表に定める課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(規則の廃止)

2 美浜町文化財保護委員会規則(昭和 47 年美浜町教育委員会規則第 1 号)は、廃止する。

(規則の一部改正)

3 美浜町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和 31 年美浜町教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

4 この規則の施行の際、条例附則第 4 項の規定により、委嘱された者とみなされる委員の任期については、その者が附属機関に相当する合議体に委嘱された日から起算する。

附 則(平成 30 年 6 月 22 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条、第 8 条関係)

名称	委員の任期	庶務担当課
美浜町いじめ問題専門委員会	2 年	教育部学校教育課
美浜町文化財保護委員会	2 年	教育部生涯学習課
美浜町スポーツ推進計画策定委員会	2 年	教育部生涯学習課

20 美浜町文化財保存事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 この要綱は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、愛知県文化財保護条例(昭和 30 年条例第 6 号)及び美浜町文化財保護条例(昭和 47 年美浜町条例第 10 号)による文化財の保護に要する経費について、予算の範囲内において、当該文化財の所有者及び管理者に対して交付する補助金に関して定めることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第 2 第 1 に規定する事業は次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として町長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

- (1) 文化財保護法に基づく文化財(以下「国指定文化財」という。)の保存事業及び保存施設建設事業
- (2) 愛知県文化財保護条例に基づく文化財(以下「県指定文化財」という。)の保存事業及び保存施設建設事業
- (3) 美浜町文化財保護条例に基づく文化財(以下「町指定文化財」という。)の保存事業及び保存施設建設事業

2 町指定文化財の保存修理又は保存施設整備事業は、補助金の最高限度額の交付を受けた者又は補助対象事業として 2 年にわたって補助を受けた者については、その翌年度から 5 年を経過しなければ補助金を交付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 補助事業の内容、補助条件、交付の対象、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

4 補助事業に着手したのち指定の変更があった場合は当該補助事業完了までは、指定物件とみなし、規則及びこの要綱を適用する。

(補助金交付の申請)

第 3 補助金交付の申請については、美浜町文化財保護条例施行規則(昭和 47 年美浜町教育委員会規則第 8 号)第 6 条に基づいて行うものとする。

(補助金交付の決定)

第 4 町長は、補助金の交付申請書を受取り、その内容を審査して適当と認められた場合は、補助金の交付決定をするものとする。この場合において町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第 5 町長は、補助金の交付の決定をした場合は、速やかにその決定内容及びその付した条件を、補助金の交付の申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 6 補助金交付の決定の通知を受けた者が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、町長の定める期日までに申請の取り下げをすることができる。この場合、当該補助金の交付の決定通知はなかったものとする。

(事業内容の変更等)

第 7 補助金の交付の決定を受けた者が当該決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更をするときは、この限りではない。

(検査等)

第 8 町長は、補助事業者に対して必要があると認めるときは、補助事業に関し報告を求め、又は検査することができる。

(予定期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第 9 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第 10 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 10 日を経過した日又は当該年度末までに、美浜町文化財保護条例施行規則第 7 条に基づいて実績報告書を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 11 補助金は、原則として補助事業の完了後交付する。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(交付の決定の取り消し又は補助金の返還)

第 12 町長は、補助事業者が次に該当した場合は、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、要綱及び補助金の交付の決定に付した条件又は町長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
 - (4) 補助事業の決算額が補助基本額に比べ減少したとき。
 - (5) 補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。
 - (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (財産処分の制限)

第13 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者が、前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、町長はその交付した補助金全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

附 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

※ 様式は省略

別表

指定の別	事業名	事業内容	補助条件	交付の対象	補助対象経費	補助金の額
国指定 文化財	文化財保存事業	・保存修理 ・環境整備 ・公開 ・伝承	国の補助対象事業となつたもの	所有者 保存団体 管理者	国が補助対象経費と認められた経費	国の補助対象経費の10分の1以内とする。
	保存施設建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設				
県指定 文化財	文化財保存事業	・保存修理 ・環境整備 ・公開 ・伝承	県の補助対象事業となつたもの	所有者 保存団体 管理者	県が補助対象経費と認められた経費	県の補助対象経費の10分の1以内とする。
	保存施設建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設				
町指定 文化財	文化財保存事業	・保存修理 ・建造物防災施設の設置 ・史跡、名勝天然記念物環境整備 ・天然記念物保護増殖 ・公開	1. 緊急かつ必要性があること。 2. 補助事業経費の財源が確立していること。 3. 同一年度内に事業が完了すること。	所有者 保存団体 管理者	町が補助対象経費と認められた経費	補助対象経費の2分の1以内とし、1事業当り限度額500万円以内とする。
	保存施設建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設 1件10万円以上の保存用備品(竣工式の費用は除く。)				
その他	文化財保存伝承事業	国、県及び町指定文化財の維持、管理並びに伝承に要する事業	町が必要と認められた事業	保存団体 保存技術保持者		定額

21 美浜町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美浜町内の社会教育関係団体が実施する事業に要する経費の一部を補助し、以って町内の社会教育振興に寄与することを目的とする。

(補助金交付額)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団員(会員)名簿

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

この場合において、町長は補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(決定の通知)

第5条 町長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合その条件を、交付申請した者に通知(様式第2号)するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取り下げをすることができる。

この場合、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更承認等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が当該事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付(様式第4号)する。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件又は町長の指示に従わないとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められたとき。
- (4) 補助事業の内容を変更又は事業を中止、若しくは廃止したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(検査等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし報告を求め又は検査することができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

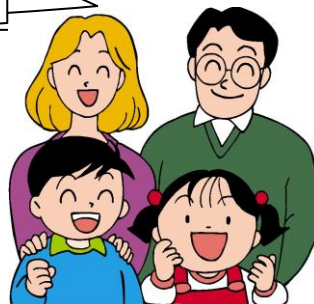
※ 様式は省略

美浜町教育委員会は、教育方針として「みはまの教育・合い言葉」を定めました。
大人も子どもも、学校も家庭も、地域全体でこの「合い言葉」を実践しましょう！

みはまの教育・合い言葉

みんなで

はじめよう！



まず、当たり前のことから！

◆ **広げよう！ 明るいあいさつ 素直な心**

「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言える子に

◆ **教えよう！ 約束・きまり がまんの心**

礼儀正しく、お手伝い・勉強・運動なんでもがんばる子に

◆ **はぐくもう！ 命あるもの 尊ぶ心**

命あるものをいつくしみ、他人も自分も大切にする子に



◆ **伝えよう！ 「もったいない」の言葉と心**

物を粗末に扱わず、物にも感謝できる子に

◆ **実行しよう！ 早寝・早起き・朝ごはん**

健康で、前向きにたくましく生きぬく子に



美浜町教育委員会

美浜の社会教育 令和6年度事業報告・令和7年度事業計画

発行者 美浜町教育委員会生涯学習課生涯学習係
〒470 - 2403
愛知県知多郡美浜町大字北方字十二谷1番地2
美浜町総合公園体育館内
TEL 0569(82)5200 FAX 0569(82)5201
E-mail gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp